

みんなで知ろう!「鳴門市自治基本条例」

市民の皆さんの主体的なまちづくり活動を応援します!

平成23年11月1日から自治基本条例が施行されました。市では、条例の趣旨にのっとり、市民の皆さんの市政への参画の機会を確保し、協働によるまちづくりを進めていくため、これまで以上に市民の皆さんの主体的なまちづくり活動を応援します。

地域で行われているさまざまなまちづくり活動の情報をとりまとめ、積極的に情報発信を行い、市民の皆さんとの情報の共有化に努めていきます。これにより、「市民と市民」、「市民と行政」のつながりを強化し、相互のネットワークを構築することで、ひとりでも多くの市民の皆さんがまちづくり活動に参加できるように、また、主体的なまちづくり活動がより充実したものとなるようにサポートします。

ボランティアなど社会貢献活動に関する情報をお寄せください!

市内で行われるボランティア活動などの情報を募集しています。活動の内容がわかる資料(予定日時、活動概要等)を下記、市民協働推進課までお寄せください。ひとりでも多くの仲間の輪が広がるように市庁舎などへのチラシの配置や広報・市ホームページを活用して周知に努めていきます。このほか、グループ・団体のメンバー募集に関することや活動内容の周知に関する情報でも結構です。気軽に情報提供をお願いします。



～市民と行政の協働によるまちづくりを進めよう～

協働の事例④ EMで水環境の浄化 ～水質環境改善・浄化対策事業～

生活排水などによって悪化している市内の河川や水路の水質を改善することは、市と地域の共通課題です。現在、河川などの水質を改善する方策のひとつとして、地域団体などによるEMを活用した水環境の再生が図られています。

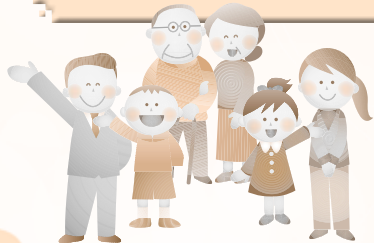
EMとは、自然界に生息している微生物のなかから乳酸菌、酵母、光合成細菌など有用な微生物を集めて培養させたもので、生活排水に含まれる汚濁物質を分解する働きがあります。地域団体などではEM液を家庭で使用して生活排水をきれいにしたり、汚濁が進んだ河川や水路に直接流したりして水環境の再生に取り組まれています。市もEMを培養する装置を地域に貸与して必要な資材を提供するなど市民の皆さんが活動しやすい環境整備を行っています。EMを活用した取り組みは、身近な河川や水路の清掃活動と一緒に行われたり、学校での環境学習にも活用されるなど、市民の皆さんの環境意識を高めながら、地域ぐるみで広がっています。



EM活性液の仕分け作業



EMダンゴ投入



問 市役所市民協働推進課(市役所本庁舎2階) ☎684-1375/FAX684-1336
E-mail: shiminkyodo@city.naruto.lg.jp

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、気軽にお問い合わせください。条例全文については平成23年広報5月号に掲載しています。

第一中で大がかりな清掃活動

11月13日、第一中学校の生徒とPTAなど約240人が参加し清掃活動が行われました。PTAの一人の発案から高所作業車をレンタルし、大きくなり過ぎた木の枝の伐採なども行われ、普段の清掃活動ではできない所まできれいになりました。時折、話し声も聞こえてきて、保護者・子ども・教員との相互のコミュニケーションの場にもなっていました。

